議案第３２５号

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

上段赤書きは変更前

種　　類	面　　積	備　　考
大規模集客施設制限地区	（約１，３７２ｈａ） 約１，３６２ｈａ	建築制限の概要 ・大規模集客施設 （床面積合計が１万平方メートルを超えるもの）

理由

金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成１９年５月２８日）による中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第１，３種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」が指定されている。

今回、副都心北部大友地区、米泉町１０丁目地区の用途地域の変更により、準工業地域を指定する地区及び他の用途地域に変更する地区について、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定及び解除をする。

特別用途地区の変更

議案第３２５号

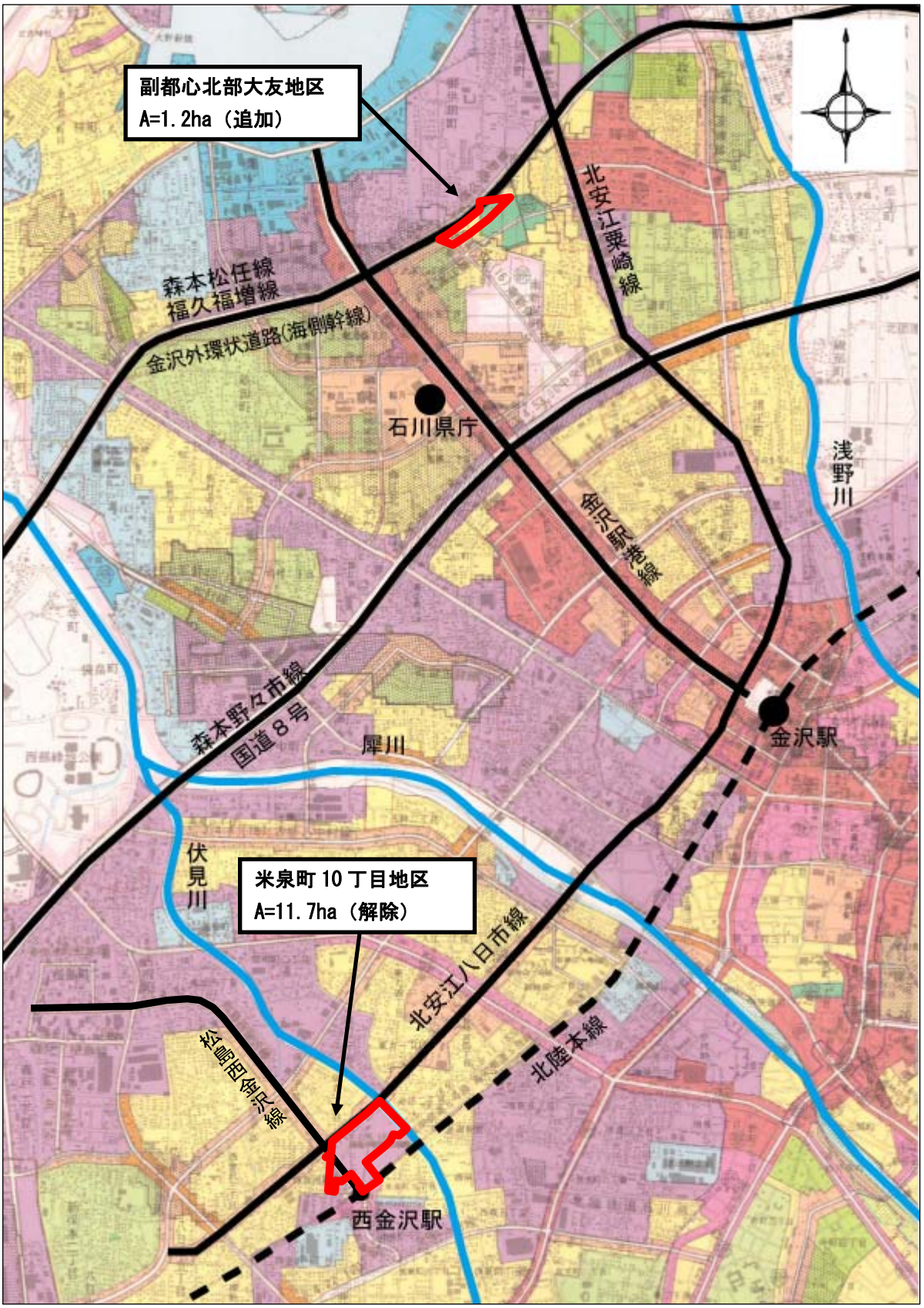

特別用途地区の変更

議案第３２５号

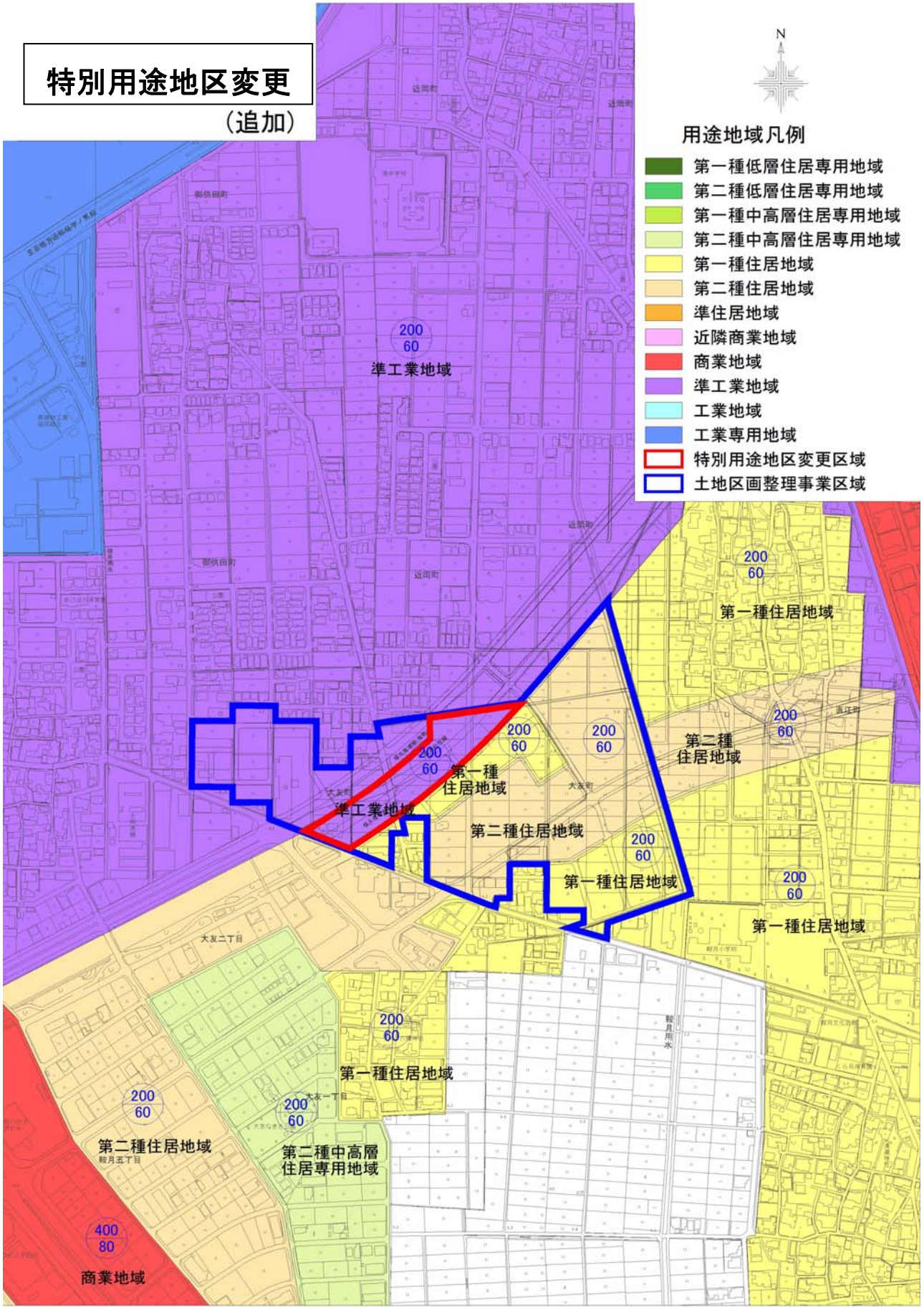

特別用途地区変更
（解除）
N
用途地域凡例
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
特別用途地区変更区域
第一種住居地域
準工業地域
第二種住居地域
近隣商業地域
工業地域
金沢市
200
60
300
80
0 50 100 200 300 400 500m